

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度第1回 鹿児島中央警察署協議会
会 議 日 時	令和7年7月30日（水曜日） 15時00分 ～ 16時45分
会 議 場 所	鹿児島中央警察署 6階大会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下12人 2 警察署 署長以下13人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付（署長）</p> <p>3 会長挨拶</p> <p>4 署長挨拶・幹部職員紹介</p> <p>5 懲戒処分事案説明</p> <p>6 協議</p> <p>(1) 令和7年5月末における管内概況説明</p> <p>(2) 特殊詐欺の現状と対策について</p> <p>(3) 速度取締り指針について</p> <p>(4) 要望・意見等に対する回答について</p> <p>ア 特殊詐欺について</p> <p>【委員】 県警が特殊詐欺に関して、市民にどのような取組み、対策をしているのか、現状では見えない。 実際の被害等について直接話を聞く機会が無い。</p> <p>【回答】 金融機関やコンビニエンスストア等と連携し、各種被害防止対策等を推進している。 また、SNSやマスコミ、広報紙などで特殊詐欺の実情や手口、対処法について紹介しているほか、巡回連絡やキャンペーン等を通じて広報を行っているところである。</p> <p>イ 交番統合後の緊急時における児童の駆け込み先について</p> <p>【委員】 交番の統合により地域内の交番数が減少しているが、児童が緊急時にどこへ駆け込むよう指導すればよいか、学校や保護者への具体的な案内が必要と感じる。 地域で「子ども110番の家」等の協力拠点の周知、拡充状況はどうなっているのか。 今後、警察として緊急時の駆け込み場所について、学校や保護者にどう周知していく方針か。</p> <p>【回答】 児童の緊急時の避難先については、委員の御指摘のとおり、「子ども110番の家」制度を運用している。 これは、通学路等に所在する商店等を「子ども110番の家」に委嘱し、防犯に寄与するための制度である。 現時点では管内の386箇所を「子ども110番の家」として委嘱している。 周知と拡充については、委嘱された場合にはのぼり旗を掲げて頂いているほか、県警ウェブサイトにも場所を掲載し公開している。要望があれば所在地等を提供している。</p> <p>ウ 青少年の闇バイト勧誘に対する防止策について</p> <p>【委員】 子どもたちが知らないうちに闇バイトや犯罪へ手を染めてしまうため、その防止策としてどのような啓発活動を考えているか、また、学校側との連携を図っていくのか。</p> <p>【回答】 学校や自治体等の関係機関やボランティア団体と連携を図り、毎週金曜日の午後3時から4時の時間帯における県下一斉キャンペーン、防犯講話、各種広報、チラシの</p>	

配布等を行っているほか、犯罪を行う前に110番や匿名通報ダイヤルに相談するよう呼びかけを行い未然防止を図っている。

エ 交通取締りについて

【委員】

点滅信号などで一時停止をしない車両をよく見かけるので、そのような車両が多い場所は取締りをしてほしい。

また、駐車禁止でない場所ではあるが、路上駐車が多すぎて交通に支障がある。

【回答】

交通取締りに関しては、街頭活動を通じ違法行為の未然防止に努めるとともに、悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを推進しているところである。

御指摘のあった違反や迷惑駐車が多い場所などは、取締りを徹底する必要があるため、現場確認の上取締りを検討するので、場所などについて御教示願う。

オ 自転車運転の取締りと法令講習、広報について

【委員】

2026年からの自転車に関する道路交通法改正について、違反等についてはあまり知られていない様に思う。

違反者を捕まえる前に、法改正について知らない方を減らしてほしい。

また、取締りの現状などについて知りたい。

【回答】

県警では、県警ホームページやSNSによる広報、各学校における交通安全教室、関係機関と連携したキャンペーン等の広報啓発活動により、自転車利用者に対する交通ルールの周知を図っている。

しかしながら、自転車利用者の違反等について、未だ徹底されていないことも十分に考えられるため、引き続き周知徹底を図っていく。

自転車利用者に関しては、信号無視や一時不停止等の違反をした自転車利用者に対しては、指導警告票による指導警告を行い、悪質・危険な違反を行った自転車利用者に対しては積極的な検挙措置をとっている。

カ 夜間に集団でバイクで暴走する若者への対策について

【委員】

夜間に集団でバイクで国道10号線や国道3号線を走行する若者たちへの対応・対策はどうなっているのか。

【回答】

県警では、深夜等に爆音・暴走行為等を行っている暴走族等に対しては、交通部門だけではなく、生活安全部門や地域部門等の各部門が一体となって暴走族の実態把握や指導取締りを徹底し、暴走族を許さない社会環境づくりの推進等に配慮した総合対策を実施しているところである。

また、暴走族等の背景にある暴力団との関係についても遮断を図り、グループ自体の解散や、新たなグループを結成することのないよう継続指導に努めているところである。

今後とも、関係機関や各部門が連携し対策を進めていく。

キ 歩車分離信号について

【委員】

歩車分離信号の場所が少ないように思う。

幼い子の飛び出しや、高齢者は信号を渡りきれなかったりするため、学校や公園の周りなどの信号を歩車分離式にしてほしい。

【回答】

警察では、一定の要件を満たし、必要な信号については歩車分離を導入することとしており、現在管内では17箇所の交差点に歩車分離信号を導入している。

「〇〇交差点に歩車分離制御を導入してほしい」、との御要望があれば個別に検討するため、交通課へ連絡をお願いしたい。

ク 朝の交通渋滞について

【委員】

朝の交通渋滞が多いためなんとかしてほしい

【回答】

鹿児島市の交通渋滞に関して、国や県、市などでは地形的な制約や都市構造、交通手段の自動車への偏重などが要因として挙げられるとして、道路改良等のハード面、公共交通機関の利用促進などのソフト面を組み合わせた取組を推進している。

県警としては、信号機の管制制御の見直しなど、関係機関と緊密に連携し交通の円滑化に努めていきたいと考えている。

ケ 児童生徒の交通ルールについて

【委員】

児童生徒について、運転者が気をつけるのは当然として、児童生徒も基本的な交

通ルールを身につけてほしい。

【回答】

各種イベントや管内小学校の入学式でのチラシ配布、各学校に対する交通安全教室の実施等を通じ、児童生徒に対し、基本的な交通ルールを指導しているところである。

今後とも様々な機会を通じ、指導に努める。

コ 児童の登下校時におけるパトロールについて

【委員】

児童の登下校時における安全確保の観点から通学路におけるパトロールの重要性は高まっている。

そこで、通学路における登下校時間帯のパトロールの現状、今後の巡回頻度の増加や重点的警戒が可能かどうかについて教えてほしい。

【回答】

御指摘の通り、警察では、住民の不安を払拭するため、パトカーや制服の警察官の姿を見せることが重要であることから、警察官による街頭活動をさらに強化する必要があると考えている。

具体的には、管内の各学校の通学路において登下校時間帯におけるレッドラン、街頭立哨による重点的な警戒活動を推進している。

特定の地域でのパトロール要望があれば、御連絡をいただければ、検討して対応したいと考えている。

サ 群発地震の災害警備対策について

【委員】

悪石島においては、地震が続いている関係で県警の方が住宅の見回りをいただいているが、独居生活の方も多いため、毎日こまめに話をしたり、様子を見たりしていただきたい。

【回答】

現在、トカラ列島において群発地震が起きており、当署は県警本部等と連携して、特に規模の大きい地震が続いている悪石島において、今月3日から同島管轄の中之島駐在所員をはじめとする警察官を派遣して警戒等を行っている。

今後も引き続き、住民が安全かつ安心な思いで生活していただけるよう尽力していく。

(5) 質疑応答

ア 女性被害者に対応する専門の者はいるか。

【回答】

各課に女性警察官がおり、基本的に女性警察官が対応する。

女性警察官は研修を経てノウハウを学んでおり、また、県警本部のカウンセラーや臨床心理士と連携を取る体制も整っている。

イ 110番に架けるとどこに電話が繋がっているのか知りたい。

【回答】

県警本部内にある通信指令室に繋がるようになっている。

指令室では電話を受けながら同時に指令をするなど、即応体制が整っているため、緊急の際は遠慮せず110番通報していただきたい。

また、指令室については希望があれば見学は可能である。

ウ 外国の方が間違えるような標識はあるか

【回答】

外国の標識について把握はしていないが、国によっては通行区分などがそもそも違ったりすることもある。

それを含め、映像やパンフレットなどで交通ルールを周知をしている。

エ 天文館アーケード内は自転車は通行可能か

【回答】

歩行者専用標識等のただし書きに「軽車両を除く」と書かれている場合などは通行可能だが、交通規制は場所によって違うため、交通規制に従って通行をお願いしたい。

オ 青パトやクリーンパトロール隊を長くやっているが、交番員に顔を覚えられていない。

【回答】

地域課員に指導する。

また、地域との親和性を鑑み、各通りの会合等へも積極的に参加するようにする。

カ 車の運転をする際にスマートフォンを使用している者や、夕刻にライトの点灯が遅い車をよく見る。

指導してほしい。

【回答】

具体的な場所や時間を鑑み、取締りを検討していきたいため、場所や時間など御連絡頂きたい。

キ 夜に無人の交番が多く、何かあったときに不安である

【回答】

交番の統廃合により、各地域でブロックで運用している。

有事の際は戸外電話や110番通報の活用をお願いします。

ク パトロール要望や子ども110番の家要望はどこに申し出ればいいのか

【回答】

交番へ立ち寄った際に申し出ていただくか、署の代表電話へ架電していただければ担当課へお繋ぎするので、申し出てほしい。

ケ 例えば横断歩道の前で立ち止まってスマートフォンを見たまま動かない人がいた場合、横断歩行者妨害で違反となるか

【回答】

御質問の様な状況や一時停止後に歩行者から先に行くよう促された場合には、積極的な違反とは言えない。

ただ一概には言えないため、運転時は十分に注意しながら運転をしていただきたい。

7 閉会

8 署内各課見学

備 考